

15 その他

(1) 税務証明

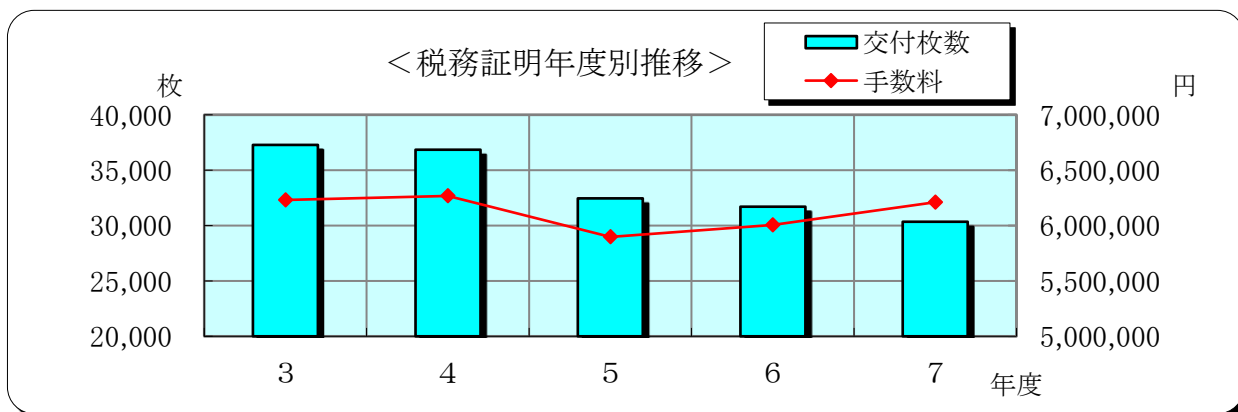
ア 令和7年度月別明細

(単位：枚)

項目 月	地 籍 図	物 件	登 録 事 項	評 価	公 課	法 務 局	固 定 台 帳	所 得 課 税	非 課 税	納 税	軽 自	租 税	そ の 他		合 計
													有 料	無 料	
4	92	93	19	379	447	413	11	835	4	209	32	62	80	31	2,707
5	69	31	13	255	139	248	155	609	83	181	56	57	116	217	2,229
6	85	25	19	228	152	220	146	3,326	51	193	125	50	115	203	4,938
7	72	103	32	266	150	162	118	1,386	35	238	78	55	101	90	2,886
8	51	26	18	151	87	141	104	1,354	10	222	53	47	85	123	2,472
9	87	52	12	240	162	208	139	999	55	223	72	47	119	132	2,547
10	70	37	20	358	115	4	112	1,010	629	260	69	59	108	11	2,862
11	28	47	8	237	124	0	131	629	288	187	42	50	97	1	1,869
12	59	25	23	289	94	1	106	632	70	195	42	83	185	3	1,807
1	77	30	23	316	95	0	181	746	16	287	57	45	352	3	2,228
2	93	56	14	298	99	0	226	720	11	250	57	53	179	3	2,059
3	87	28	12	188	80	0	150	787	14	204	52	57	89	5	1,753
合計	870	553	213	3,205	1,744	1,397	1,579	13,033	1,266	2,649	735	665	1,626	822	30,357

イ 年度別推移

項目 年度	有 料 (枚)		無 料 (枚)		合 計 (枚)		手数料 (円)	
	前年比 (%)	前年比 (%)	前年比 (%)	前年比 (%)	前年比 (%)	前年比 (%)	前年比 (%)	前年比 (%)
3	27,596	106.4	9,689	91.5	37,285	102.1	6,230,900	105.2
4	27,855	100.9	8,998	92.9	36,853	98.8	6,267,300	100.6
5	25,944	93.1	6,502	72.3	32,446	88.0	5,897,200	94.1
6	26,665	102.8	5,033	77.4	31,698	97.7	6,006,200	101.8
7	27,403	102.8	2,954	58.7	30,357	95.8	6,212,100	103.4



(2) 固定資産評価審査状況

(令和8年7月1日現在)

年 度	資 産 区 分	受 付 件 数			決 定 区 分					固定資産 課税台帳 閲覧者数	縦覧帳簿 縦覧者数
		受 理	取 下	審 査	認 容	棄 却	却 下	そ の 他	合 計		
6	土 地	2	0	2	0	2	0	0	2	244人	11人
	家 屋	1	0	1	0	0	0	1	1		
	償 却 資 産	0	0	0	0	0	0	0	0		
	合 計	3	0	3	0	2	0	1	3		
7	土 地	0	0	0	0	0	0	0	0	228人	3人
	家 屋	0	0	0	0	0	0	0	0		
	償 却 資 産	0	0	0	0	0	0	0	0		
	合 計	0	0	0	0	0	0	0	0		
8	土 地	0	0	0	-	-	-	-	-	275人	10人
	家 屋	0	0	0	-	-	-	-	-		
	償 却 資 産	0	0	0	-	-	-	-	-		
	合 計	0	0	0	-	-	-	-	-		

(注) 閲覧者及び縦覧者数は縦覧期間中における実人数
令和6年度の「その他」は一部認容

(3) 令和8年度税制一覧表

税 目		課 税 客 体	納 税 義 務 者
市 民 税	個 人 市 民 税	○ 市内に住所を有する個人（均等割、所得割） ○ 市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しないもの（均等割）	
	法 人 市 民 税	○ 市内に事務所又は事業所を有する法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり収益事業を行うもの（均等割、法人税割） ○ 市内に寮、宿泊所、クラブその他、これらに類する施設を有する法人で、市内に事務所又は事業所を有しないもの（均等割）	
固 定 資 産 税		固定資産 土 地 家 屋 償却資産	固定資産の所有者
都 市 計 画 税		市街化区域内に所在する 土地・家屋	市街化区域内に所在する 土地・家屋の所有者

課 税 標 準 及 び 税 率	申 告 期 限	納 期																																				
【均等割】 3,000円 [標準税率] 【所得割】 6% [標準税率] 【所得控除】 〔雑損控除〕 (実質損失額－総所得金額等の合計額×10%) 又は (災害 関連支出の金額－5万円) のうちいずれか高い方の金額 〔医療費控除〕 最高 200万円 〔社会保険料控除〕 全額 〔小規模企業共済等掛金控除〕 全額 〔生命保険料控除〕 生命保険、介護医療及び個人年金それぞれについて (1) 新契約及び新旧両方の契約の適用を受ける場合、最高 28,000円 (2) 旧契約のみの適用を受ける場合、最高 35,000円 ※(1)と(2)どちらを選択してもそれぞれの控除額の合計は最高 70,000円 〔地震保険料控除〕 最高 25,000円 〔寡婦・勤労学生控除〕 26万円 (ひとり親 30万円) 〔配偶者控除〕 最高 33万円 (老人配偶者 最高 38万円) 〔配偶者特別控除〕 最高 33万円 〔扶養控除〕 一人につき 一般 33万円、特定 45万円、老人 38万円、同居老親等 45万円、年少 0円 〔障害者控除〕 26万円 (特別障害者 30万円、同居特別障害者 53万円) 〔基礎控除〕 最高 43万円	所得税の確定申告書又は市民税の申告書 3月16日 給与支払報告書 1月末日	普通徴収 1期 6月 1日 ～30日 2期 8月 1日 ～9月1日 3期 10月 1日 ～11月2日 4期 1月 1日 ～2月1日 特別徴収 ・毎月 (6月～翌年5月) ・徴収して翌月 10日 年金特別徴収 ・偶数月 ・徴収して翌月 10日																																				
【均等割】 [標準税率] <table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の金</th><th>従業者数</th><th>税 率 (円)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50 億 円 超</td><td>50 人 超</td><td>3,000,000</td></tr> <tr> <td></td><td>50 人 以下</td><td>410,000</td></tr> <tr> <td>10 億 円 超</td><td>50 人 超</td><td>1,750,000</td></tr> <tr> <td>50 億 円 以下</td><td>50 人 以下</td><td>410,000</td></tr> <tr> <td>1 億 円 超</td><td>50 人 超</td><td>400,000</td></tr> <tr> <td>10 億 円 以下</td><td>50 人 以下</td><td>160,000</td></tr> <tr> <td>1 千 万 円 超</td><td>50 人 超</td><td>150,000</td></tr> <tr> <td>1 億 円 以下</td><td>50 人 以下</td><td>130,000</td></tr> <tr> <td>1 千 万 円 以下</td><td>50 人 超</td><td>120,000</td></tr> <tr> <td></td><td>50 人 以下</td><td>50,000</td></tr> <tr> <td colspan="2">上 記 以 外 の 法 人 等</td><td>50,000</td></tr> </tbody> </table> 【法人税割】 資本金等の額が1億円超又は法人税額800万円超 7.4% [超過税率] ※令和元年9月30日以前に開始する事業年度については11.1% ※平成26年9月30日以前に開始する事業年度については13.7% 上記以外 6.0% [標準税率] ※令和元年9月30日以前に開始する事業年度については 9.7% ※平成26年9月30日以前に開始する事業年度については12.3%	資本金等の金	従業者数	税 率 (円)	50 億 円 超	50 人 超	3,000,000		50 人 以下	410,000	10 億 円 超	50 人 超	1,750,000	50 億 円 以下	50 人 以下	410,000	1 億 円 超	50 人 超	400,000	10 億 円 以下	50 人 以下	160,000	1 千 万 円 超	50 人 超	150,000	1 億 円 以下	50 人 以下	130,000	1 千 万 円 以下	50 人 超	120,000		50 人 以下	50,000	上 記 以 外 の 法 人 等		50,000	法人税の申告期限	法人税の納期限
資本金等の金	従業者数	税 率 (円)																																				
50 億 円 超	50 人 超	3,000,000																																				
	50 人 以下	410,000																																				
10 億 円 超	50 人 超	1,750,000																																				
50 億 円 以下	50 人 以下	410,000																																				
1 億 円 超	50 人 超	400,000																																				
10 億 円 以下	50 人 以下	160,000																																				
1 千 万 円 超	50 人 超	150,000																																				
1 億 円 以下	50 人 以下	130,000																																				
1 千 万 円 以下	50 人 超	120,000																																				
	50 人 以下	50,000																																				
上 記 以 外 の 法 人 等		50,000																																				
課税標準額 × 1.4 / 100 [標準税率] 免税点 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円	償却資産の申告 1月31日	1期 4月 1日 ～30日 2期 7月 1日 ～31日 3期 12月 1日 ～25日 4期 2月 1日 ～3月1日																																				
課税標準額 × 0.3 / 100 [制限税率]	固定資産税と併せて賦課徴収するため固定資産税と同一																																					

税 目	課 税 客 体	納 税 義 務 者
国有資産等所在市町村交付金	国、地方公共団体所有の固定資産	国、地方公共団体
軽 自 動 車 税	原動機付自転車 軽自動車 小型特殊自動車 二輪の小型自動車	軽自動車等の所有者

課 税 標 準 及 び 税 率				申 告 期 限	納 期																																																																						
算定標準額（法で特別の定めがあるものを除き、前年の3月31日現在において 国有財産台帳等に記載された価格）の100分の1.4					6月30日																																																																						
(1) 原動機付自転車 50cc以下又は0.6kW以下年額 2,000円 [標準税率] 50cc超～ 90cc以下年額 2,000円 [標準税率] 又は0.6kW超～0.8kW以下 125ccかつ最高出力4.0kW以下年額 2,000円 [標準税率] 90cc超～125cc以下年額 2,400円 [標準税率] 又は0.8kW超～1.0kW以下 ミニカー年額 3,700円 [標準税率] (2) 軽自動車 二輪のもの（側車付のものを含む）年額 3,600円 [標準税率] 三輪以上のもの 【グリーン化特例（軽課）】 ○令和7年4月1日～令和8年3月31日に最初の新規検査を受けた三輪以上 の軽自動車で、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい ものについて、令和8年度分の軽自動車税の税率が軽減される 〔軽課割合〕<table><tr><td>軽乗用車</td><td>軽貨物車</td><td>軽課割合</td></tr><tr><td>電気自動車等※1</td><td>電気自動車等※1</td><td>約75%軽減</td></tr><tr><td>令和12年度燃費基準90%達成車※2</td><td>-</td><td>約50%軽減</td></tr></table> ※1 天然ガス自動車は平成30年排出ガス規制適合車又は平成21年排出ガス 基準値より10%以上窒素酸化物の排出量が少ないものに限る ※2 平成30年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物の排出量が少ない もの又は平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物の排出量が 少ないもので、いずれも営業用に限る <table><tr><th colspan="2">区 分</th><th colspan="3">税率（年額）</th></tr><tr><th colspan="2"></th><th>標準税率</th><th>75%軽減</th><th>50%軽減</th></tr><tr><td rowspan="2">三 輪</td><td>乗用営業用</td><td>3,900円</td><td>1,000円</td><td>2,000円</td></tr><tr><td>上記以外</td><td>3,900円</td><td>1,000円</td><td>-</td></tr><tr><td rowspan="4">四 輪</td><td>乗 用</td><td>6,900円</td><td>1,800円</td><td>3,500円</td></tr><tr><td>自 家 用</td><td>10,800円</td><td>2,700円</td><td>-</td></tr><tr><td>貨 物</td><td>3,800円</td><td>1,000円</td><td>-</td></tr><tr><td>自 家 用</td><td>5,000円</td><td>1,300円</td><td>-</td></tr></table> 【グリーン化特例（重課）】 ○最初の新規検査から13年を経過した三輪以上の軽自動車について、平 成28年度分から標準税率に約20%重課された税率が適用される <table><tr><th colspan="2">区 分</th><th colspan="2">税率（年額）</th></tr><tr><th colspan="2"></th><th>最初の新規検査が平成 27年3月以前の車両 〔旧税率〕</th><th>最初の新規検査から13年を経 過した車両</th></tr><tr><td colspan="2">三 輪</td><td>3,100円</td><td>4,600円</td></tr><tr><td rowspan="4">四 輪</td><td>乗 用</td><td>5,500円</td><td>8,200円</td></tr><tr><td>自 家 用</td><td>7,200円</td><td>12,900円</td></tr><tr><td>貨 物</td><td>3,000円</td><td>4,500円</td></tr><tr><td>自 家 用</td><td>4,000円</td><td>6,000円</td></tr></table> ※平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両は、最初の新規検 査から13年を経過するまでは旧税率が適用される ※燃料の種類が電気、天然ガス、メタノール、混合メタノール、ガソリン 電力併用のもの及び被けん引車は対象外 (3) 小型特殊自動車 農耕用年額 2,400円 [標準税率] その他年額 5,900円 [標準税率] (4) 二輪の小型自動車年額 6,000円 [標準税率]				軽乗用車	軽貨物車	軽課割合	電気自動車等※1	電気自動車等※1	約75%軽減	令和12年度燃費基準90%達成車※2	-	約50%軽減	区 分		税率（年額）					標準税率	75%軽減	50%軽減	三 輪	乗用営業用	3,900円	1,000円	2,000円	上記以外	3,900円	1,000円	-	四 輪	乗 用	6,900円	1,800円	3,500円	自 家 用	10,800円	2,700円	-	貨 物	3,800円	1,000円	-	自 家 用	5,000円	1,300円	-	区 分		税率（年額）				最初の新規検査が平成 27年3月以前の車両 〔旧税率〕	最初の新規検査から13年を経 過した車両	三 輪		3,100円	4,600円	四 輪	乗 用	5,500円	8,200円	自 家 用	7,200円	12,900円	貨 物	3,000円	4,500円	自 家 用	4,000円	6,000円	取得した場合は、 取得したその日か ら15日以内 市外への転出又は 譲渡した場合は30 日以内	5月1日～6月1日
軽乗用車	軽貨物車	軽課割合																																																																									
電気自動車等※1	電気自動車等※1	約75%軽減																																																																									
令和12年度燃費基準90%達成車※2	-	約50%軽減																																																																									
区 分		税率（年額）																																																																									
		標準税率	75%軽減	50%軽減																																																																							
三 輪	乗用営業用	3,900円	1,000円	2,000円																																																																							
	上記以外	3,900円	1,000円	-																																																																							
四 輪	乗 用	6,900円	1,800円	3,500円																																																																							
	自 家 用	10,800円	2,700円	-																																																																							
	貨 物	3,800円	1,000円	-																																																																							
	自 家 用	5,000円	1,300円	-																																																																							
区 分		税率（年額）																																																																									
		最初の新規検査が平成 27年3月以前の車両 〔旧税率〕	最初の新規検査から13年を経 過した車両																																																																								
三 輪		3,100円	4,600円																																																																								
四 輪	乗 用	5,500円	8,200円																																																																								
	自 家 用	7,200円	12,900円																																																																								
	貨 物	3,000円	4,500円																																																																								
	自 家 用	4,000円	6,000円																																																																								

税 目	課 税 客 体	納 税 義 務 者
市 た ば こ 税	製造たばこ	製造たばこの製造者、特定販売業者 及び卸売販売業者
入 湯 税	鉱泉浴場における入湯行為	鉱泉浴場における入湯客
国 民 健 康 保 険 税	○国民健康保険の被保険者 ○国民健康保険の世帯 ○前年分の総所得金額	国民健康保険被保険者の世帯主

課 税 標 準 及 び 税 率					申 告 期 限	納 期
売渡し等に係る製造たばこの本数1,000本につき 6,552円 加熱式たばこ 「重量」と「価格」を紙巻たばこの本数に換算する 葉巻たばこ 重量1gをもって紙巻たばこ1本に換算する ただし、1本当たりの重量が1g未満の軽量な葉巻たばこは、 葉巻たばこ1本をもって紙巻たばこ1本に換算する					毎月末日までに、前月の売渡し分を申告納付	
入湯客1人1日につき 150円 [標準税率]					毎月15日までに、前月分を申告、納入	
医療給付費分 後期高齢者支援金等分 介護納付金分 子ども・子育て支援納付金分 【所得割額】 (前年分の総所得金額 × 税率7.2/100 × 税率2.6/100 × 税率2.3/100 × 税率0.29/100 －基礎控除等) 【均等割額】 被保険者1人について 28,000円 10,500円 11,000円 1,240円 【平等割額】 1世帯について 19,400円 7,600円 5,600円 800円 【18歳以上均等割額】 18歳以上の被保険者 1人について — — — 60円 【最高限度額】 670,000円 260,000円 170,000円 30,000円					○普通徴収 1期 7月1日～末日 2期 8月1日～末日 3期 9月1日～末日 4期 10月1日～末日 5期 11月1日～末日 6期 12月1日～25日 7期 1月1日～末日 8期 2月1日～末日 9期 3月1日～末日 ○特別徴収 ・偶数月 ・徴収して翌月10日	

(4) 地価公示価格

(単位：円／㎡)

標準地 番 号	標 準 地	令 和 4 年	令 和 5 年	令 和 6 年	令 和 7 年	令 和 8 年
1	奥田町六畝六歩3770番83	88,000	90,000	92,900	97,400	98,000
2	小池二丁目1番5	122,000	126,000	131,000	137,000	144,000
3	駅前三丁目20番28	119,000	122,000	129,000	135,000	141,000
4	小沢四丁目42番5	118,000	120,000	125,000	130,000	133,000
5	稲沢町北山一丁目28番8	98,000	100,000	105,000	110,000	115,000
6	国府宮一丁目5番5外	119,000	123,000	129,000	135,000	141,000
7	大塚北一丁目47番1	105,000	107,000	110,000	114,000	118,000
8	西町三丁目158番5	90,500	92,000	96,000	100,000	102,000
9	祖父江町祖父江南川原33番2外	49,000	48,600	48,300	48,000	47,600
10	平和町明和177番	55,600	55,300	55,300	55,000	54,700
11	祖父江町森上本郷一23番13	49,700	49,500	49,500	49,500	49,400
12	祖父江町上牧下川田428番4	47,600	47,300	47,000	46,700	46,400
13	下津北山一丁目15番4	140,000	143,000	150,000	156,000	162,000
14	平和町下起北37番外	48,800	48,600	48,500	48,400	48,200
15	平和町城西224番	43,400	43,300	43,300	43,300	43,300
16	奥田大門町38番外	48,100	48,400	49,200	50,000	51,800
17	天池西町136番	43,000	43,000	43,000	43,000	43,000
18	祖父江町二俣寺瀬古493番5	35,100	35,100	35,100	34,900	34,600
19	下津片町41番	55,200	55,700	57,500	59,800	62,500
20	北市場本町二丁目7番8	92,000	93,800	100,000	106,000	112,000
5-1	高御堂一丁目1番4外	141,000	142,000	150,000	160,000	168,000
5-2	小池二丁目15番1外	128,000	130,000	132,000	138,000	143,000
5-3	駅前三丁目20番6	127,000	132,000	140,000	150,000	161,000
5-4	小沢四丁目66番2外	124,000	125,000	127,000	132,000	137,000

(注) 国土交通省発表の稲沢市内における標準地の地価公示価格（各年とも1月1日現在）

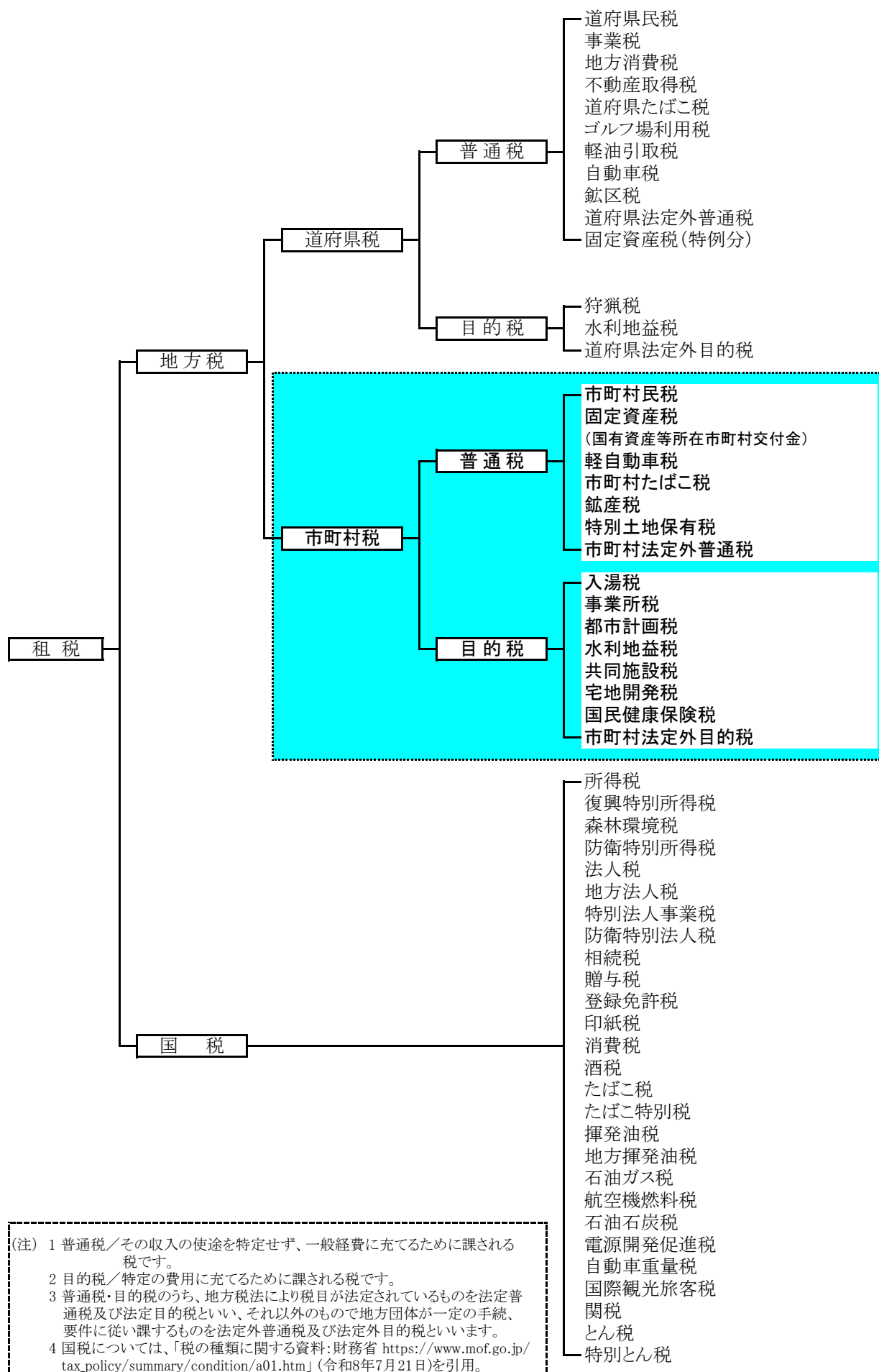
(5) 地価調査価格

(単位：円／㎡)

基準地 番 号	基 準 地	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
1	稲葉五丁目107番	111,000	112,000	114,000	115,000	118,000
2	平和町西光坊大門北96番	50,300	49,800	49,300	49,000	48,700
3	祖父江町山崎柳野19番	38,300	38,100	37,900	37,700	37,500
(旧4)	祖父江町上牧上川田518番5	41,800	—	—	—	—
4	駅前二丁目38番16外	—	123,000	130,000	143,000	155,000
5	平和町中三宅中屋敷21番	36,300	36,100	36,000	36,000	35,900
6	日下部中町三丁目5番	54,600	54,800	55,000	57,000	58,000
5-1	駅前三丁目2番7外	118,000	119,000	124,000	134,000	139,000
5-2	桜木二丁目75番1外	105,000	105,000	105,000	105,000	105,000
5-3	松下二丁目2番22外	127,000	128,000	130,000	137,000	144,000
5-4	陸田宮前一丁目16番1外	132,000	133,000	134,000	137,000	143,000
9-1	奥田大沢町7番	73,700	74,400	75,900	77,300	77,500

(注) 愛知県発表の稲沢市内における基準地の地価調査価格(各年とも7月1日現在)

(6) 租税体系



(注) 1 普通税/その収入の用途を特定せず、一般経費に充てるために課される税です。
 2 目的税/特定の費用に充てるために課される税です。
 3 普通税・目的税のうち、地方税法により税目が法定されているものを法定普通税及び法定目的税といい、それ以外のもので地方団体が一定の手続、要件に従い課するものを法定外普通税及び法定外目的税といいます。
 4 国税については、「税の種類に関する資料:財務省 https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/condition/a01.htm」(令和8年7月21日)を引用。

(7) 稲沢市税事務研究会規程

(昭和51年5月訓令第3号)

(設置)

第1条 稲沢市の税事務処理の円滑かつ能率化について研究実施するため、稲沢市税事務研究会（以下「税研究会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 税研究会は、次の事項について研究実施する。

- (1) 税事務の基本的かつ統一的処理を確立すること。
- (2) 税事務処理の能率改善化を図ること。
- (3) その他税事務に付随かつ関係する事項

(組織)

第3条 税研究会は、総務部長、総務部次長及び次の課の職員をもって組織する。

- (1) 総務部 課税課、収納課
- (2) 市民福祉部 国保年金課
- (3) 会計課

第4条 税研究会に会長及び副会長を置き、会長は総務部長をもって充て、副会長は会長が指名する。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。

第5条 税研究会は、適正円滑な運営を図るため次の会を置く。

- (1) 税四課会
 - (2) 税担当者会
- (税四課会等)

第6条 税四課会は、総務部長、総務部次長並びに各課の課長及び主幹以上の職にある者をもって構成する。

2 税四課会は、会長が招集し、会議の議長となる。

3 税四課会は、各課の課長又は主幹以上の職にある者の出席がなければ会議を開くことができない。

4 税四課会の議事は、出席者全員の賛意をもって決するものとする。

第7条 税四課会は、次の各号に掲げる事項について、検討し決定する。

- (1) 調査研究事項の大綱方針
- (2) 税担当者会の構成員の選出
- (3) 税担当者会への調査研究指示事項
- (4) 税担当者会からの調査研究結果報告
- (5) 具体的実施事項
- (6) その他必要な事項

第8条 会長は、前条の決定事項について、必要に応じ、市長に報告し、又は承認を得るものとする。

2 会長は、前条の決定に基づき、速やかに適切な措置を講ずるものとする。

(税担当者会)

第9条 税担当者会は、第7条第2号の職員をもって構成し、同条第3号によって指示を受けた事項について、調査研究するものとする。

2 税担当者会は、前項の調査研究した事項の結果を会長に報告するものとする。

(合同研究会)

第10条 会長は、調査研究事項について必要に応じ、税四課会と税担当者会の合同研究会を開くことができる。

(関係職員の出席)

第11条 税四課会及び税担当者会は、研究事項について必要があると認めるときは、会長が所属長の承認を得て関係職員の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(職員の提案)

第12条 税研究会の職員は、第2条に定める事項に関し、単独又は共同で常に会長に創意を提案することができるものとする。

(各課の協調)

第13条 各課長は、第7条の決定事項について、その内容を十分しんしゃくし、課の事務を掌理するものとする。

(庶務)

第14条 税研究会の庶務は、総務部課税課において処理する。

(補則)

第15条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が税四課会に諮って定める。